

●事業系一般廃棄物の推移



長岡京市で排出される一般廃棄物のうち、約70%を家庭系一般廃棄物、約30%を事業系一般廃棄物が占めています。

事業系一般廃棄物の排出量は6,000 t/年前後で推移しており、令和18年度の目標である5,652 t/年を達成するためには、ごみ減量の取り組みをさらに進める必要があります。

保存版

事業所の皆様へ

事業系ごみ減量のしおり 事業系ごみの処理のルール

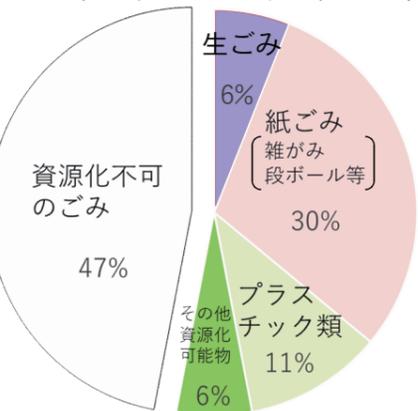
事業系ごみ（会社やお店などの事業活動で排出されるごみ）は、自ら処理する責務があります。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条より）

→ 量の多少に関わらず、家庭用ごみステーションには出せません。

●事業系一般廃棄物の排出傾向

令和2年度に市内の事業所から排出された一般廃棄物を抽出し、組成分析を行いました。その結果多くのリサイクル可能な資源がごみとして捨てられていることがわかりました。

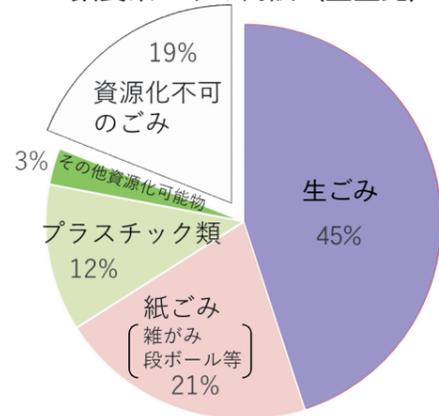
オフィス系ごみの内訳（重量比）



オフィス系では、資源化可能物は53%と高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは雑がみや段ボール等の「紙ごみ」で、次いで「プラスチック類」となっています。

紙ごみやプラスチック類は分別し、できる限りリサイクルしてください。生ごみは水をよく切って重量を減らしてください。また、堆肥化などのリサイクルも検討してください。

飲食系ごみの内訳（重量比）

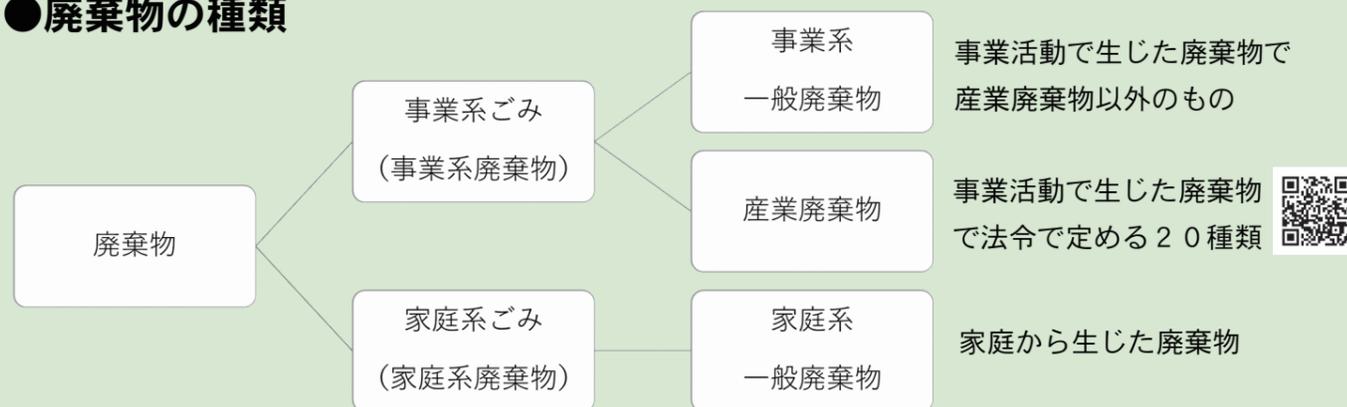


飲食系では、資源化可能物は81%と高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは「生ごみ」で、次いで雑がみや段ボール等の「紙ごみ」となっています。

●事業系ごみ（事業系廃棄物）とは

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、事業活動とは店舗、事務所、工場など営利を目的としたものだけではなく、病院、学校、官公署などの公共サービスも含まれます。また、個人事業主の方などの事業活動も対象となります。

●廃棄物の種類



●大規模事業所のみなさまへ

事業用大規模建築物の所有者は、市の条例・規則により、次の2つの書類の提出が義務付けられています。

①事業系一般廃棄物減量等計画書の提出（条例第12条第1項）

廃棄物の排出の抑制及び再生利用並びにその適正な処理に関する前年度実績と当該年度の減量計画等をまとめたものを作成し、市長に提出する義務があります。

②廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第13条）

事業所から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担う担当者を選任し、市長に提出する義務があります。

詳しくは、**市のホームページ**で確認するか、**長岡京市 環境業務課**までお問い合わせください。

※書類は**市のホームページ**からダウンロードできます。



●ごみに関する相談、お問い合わせ

一般廃棄物に関すること
一般廃棄物収集運搬業許可業者について
クリーンプラザおとくに搬入の連絡

長岡京市 環境業務課

電話 955-9689

FAX 955-9955

メール kankyogyomu@city.nagaokakyo.lg.jp



産業廃棄物に関すること

京都府 乙訓保健所

電話 933-1151



産業廃棄物処理業者について

公益社団法人 京都府産業資源循環協会

電話 694-3402



リサイクル業者について

一般社団法人 京都府産業廃棄物 3R 支援センター 電話 352-0530



事業系ごみの分け方

種類		事業系ごみの例 この表は目安を示したものです。詳しくは、長岡京市 環境業務課にお問い合わせください。
一般廃棄物 ※ 又は自己搬入	紙ごみ	汚れのついた紙などリサイクルできない紙類 ※建設業や紙製造業などの特定の事業活動に伴い発生した紙ごみは産業廃棄物
	リサイクル可能な古紙	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パックなど 品目ごとに分別してリサイクルしてください
	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理くずなど 排出する前には、水分をよく切ってください ※食品製造業などの特定の事業活動に伴い発生した生ごみは産業廃棄物
	木くず	木製品、剪定枝など ※建設業や木製品製造業などの特定の事業活動に伴い発生した木くずは産業廃棄物
	繊維くず	衣類など ※合成繊維及び建設業や繊維工業の特定の事業活動に伴い発生した繊維くずは産業廃棄物
	その他	草、落ち葉など
産業廃棄物 ※ 又は自己搬入	廃プラスチック類 〔ペットボトルを含む〕	ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材、食品トレイ、合成繊維製の布、ラップ類、プラスチック製品など
	金属くず 〔飲料用缶を含む〕	飲料用の缶、一斗缶、ドラム缶、はさみ、刃物類、金具類、釘、クリップ、その他金属製のものなど
	ガラス、陶磁器、コンクリート 〔飲料用ビンを含む〕	飲料用のビン、コップなどのガラス類、陶器類、瓦、コンクリートブロックなど
	複数の素材でできたもの	家電製品※、自転車、蛍光灯・電球、乾電池、木製以外の家具など ※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンは、正しくリサイクルしてください 詳しくは販売店やメーカーにお問い合わせください
	その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず※、木くず※、繊維くず※、動植物性残さ※、動物系固形不要物※、動物の糞尿※、動物の死体※、その他 ※特定の事業活動に伴い発生したもの

●ごみ減量の工夫

様々な事業所で行われているごみ減量の取り組み事例を紹介します。

生ごみ※



- ・食材を使い切る仕入管理
- ・売れ残りを出さない販売管理
- ・生ごみの堆肥化・飼料化

紙ごみ



- ・両面コピー、裏面利用
- ・封筒・段ボールの再利用
- ・古紙としてリサイクル

その他



- ・詰め替え商品の利用
- ・使い捨て商品の利用を控える
- ・簡易包装、包装資材の軽量化

※食品関連事業者（食品の製造業者、小売店、飲食店等）は、食品リサイクル法により食品廃棄物（生ごみなど）の発生抑制や食品循環資源（有用な食品廃棄物）のリサイクルに取り組むことが求められています。本市では公立の保育所・小中学校の給食調理くずのリサイクルに取り組んでいます。詳しくは長岡京市 環境業務課までお問い合わせください。

●クリーンプラザおとくにに自己搬入

搬入できるもの	事業系一般廃棄物（生ごみ、リサイクルできない紙類、木製粗大ごみ、剪定枝等）
処理手数料	100kgまで1,500円 〔100kg超～300kg :10kg毎200円〕 300kg超：10kg毎250円
受付時間	月曜日～金曜日 午後1時～4時まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始他
所在地	乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地
事前連絡	長岡京市環境業務課まで

搬入の際は、**長岡京市 環境業務課**まで事前連絡が必要です。

プラスチック類・缶・ビン・ペットボトル等の産業廃棄物は搬入できません。

事業系一般廃棄物でも処理困難物や危険物など搬入できないものがあります。

詳しくは**クリーンプラザおとくにのホームページ**をご確認ください。



●一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託

長岡京市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。

許可業者については、**長岡京市 環境業務課**までお問い合わせください。

●資源としてリサイクル

リサイクル可能な古紙・生ごみ・繊維くず・プラスチック類・缶・ビン・ペットボトル等は、できる限りリサイクルしてください。まずは委託している**廃棄物収集運搬業者**等にご相談ください。

リサイクル業者については**一般社団法人 京都府産業廃棄物3R支援センター**までお問い合わせください。

●産業廃棄物収集運搬業許可業者へ委託

京都府の産業廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を委託し、産業廃棄物処分業許可業者に処分を委託してください。なお、産業廃棄物は、**クリーンプラザおとくに**に搬入できません。

京都府の産業廃棄物収集運搬業許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者については、**京都府のホームページ**で確認するか、**公益社団法人 京都府産業資源循環協会**までお問い合わせください。



●産業廃棄物処理施設に自己搬入

京都府の産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に自己搬入し、処分を委託してください。

京都府の産業廃棄物処分業許可業者については、**京都府のホームページ**で確認するか、**公益社団法人 京都府産業資源循環協会**までお問い合わせください。



●市役所での古紙、古着の回収

市役所にてリサイクル可能な古紙、古着の回収を行っています。家庭からだけでなく、市内の事業所からの古紙、古着も無料でお引き取りしています。

詳しくは**市ホームページ**をご確認ください。



【時間帯】

平日 午前9時00分～午後5時00分、
毎月第3日曜日 午前9時00分～午後3時00分

【場所】

長岡京市役所 分庁舎1敷地内

